

■ 今回の策定作業について

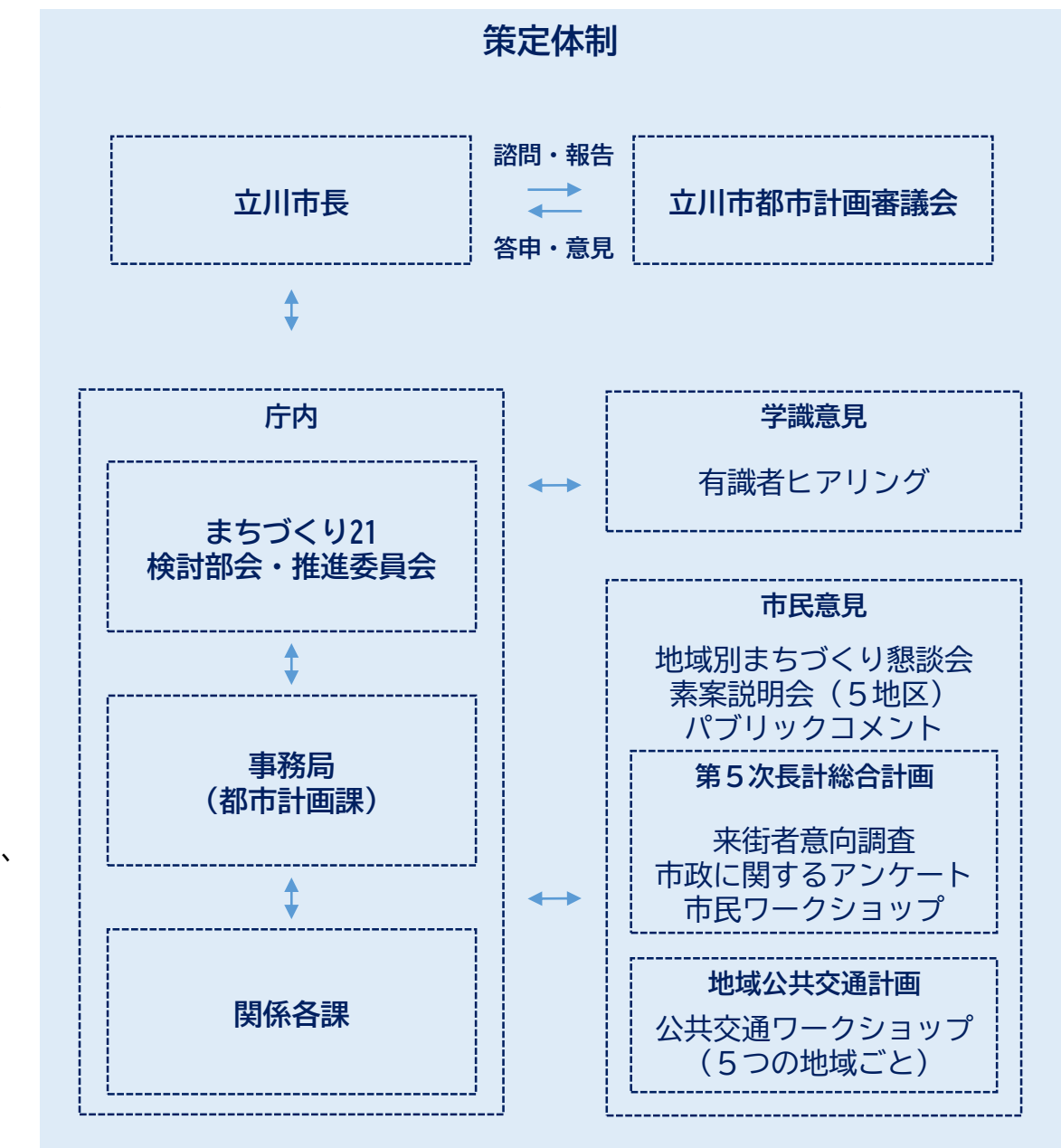
- ①策定の背景
- 市の最上位計画である長期総合計画と同じく目標年次を迎えることから、次期都市計画マスタープランを策定するもの
- ②策定の考え方
- 第五次長期総合計画や、令和3年に都が改定した「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図る
 - これまでのまちづくりによって培われた本市の魅力を守り今後のまちづくりに生かす
 - 現行計画におけるまちづくりの課題への対応を継続しつつ、前回改定以降の社会等の変化に対応するため、必要な見直しを行い、今後のまちづくりにおける新たなまちづくりの目標や整備方針等を示す
- ③今回の策定作業について
- 以下のことから、今回は**現行計画を基本とした見直しを行うこと**とする

 - 本計画の全面的な刷新は、立地適正化計画の策定に合わせて行うものと考えており、現時点では立地適正化計画を策定する状況にあたらないと判断している（→④）
 - 目指すべき将来都市構造の考え方に変更がなく、主要な課題についても前回改定時からの継続事項である
- ④立地適正化計画について
- 立地適正化計画については、以下のことから現時点では策定すべき状況とはいえず、**適切なタイミングを見極めて策定すべき**と考えている

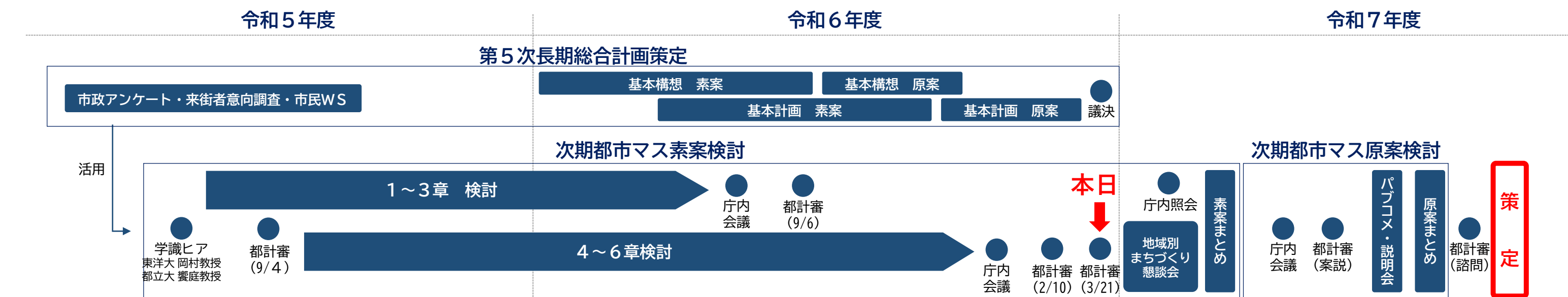
 - 依然として人口増加が続いており、本計画が見据える20年後においても80人/haという密度が維持される見込みであること
 - 拠点ごとにまちづくりの熟度が異なるため、立地適正化計画を現時点で策定することにより拠点間の格差拡大につながる懸念があること
 - 立地適正化計画の策定により市民や事業者に届出義務が発生すること
- ⑤策定の進め方について
- ③の内容や、第5次長期総合計画等の策定と並行したスケジュールになることを踏まえ、以下のとおり進めることとする。

 - 市民意見**
長期総合計画の策定にあたり実施する「来街者意向調査」や「市民ワークショップ」、「市政に関するアンケート」のほか、地域公共交通計画の策定にあたり実施する「公共交通ワークショップ」において出された意見について、素案作成の参考とします。また、まちづくり懇談会を地域別に実施し、素案のとりまとめにあたり意見を伺います。
その後、作成した素案について市民説明会を地区別に実施するとともにパブリックコメントを行い、原案としてとりまとめます。
 - 学識意見**
素案作成段階において有識者へのヒアリングを行うほか、都市計画審議会への意見聴取等を通じて学識意見を計画に反映します。
 - 庁内体制**
まちづくり検討部会をはじめとする既存の会議体を活用し庁内意見を求めるほか、個別に整理が必要な事項などについて所管部署と適宜調整を行いながら進めます。

■ 策定体制について



■ 策定の流れについて



現行計画

1 章 はじめに

- 1 節 計画体系上の位置づけ
- 2 節 改定の背景と考え方
- 3 節 立川市都市計画マスタープランの構成

2 章 立川市のまちづくりにおける課題と今後の取組の方向性

- 1 節 社会環境の変化への対応
 - ①人口構造・人口配置の変化
 - ②地域の特性を生かしたまちづくり
 - ③人と環境にやさしいまちづくり
 - ④都市劣化への対応
- 2 節 土地利用
- 3 節 交通関連
- 4 節 公園・緑地・オープンスペース関連
- 5 節 都市環境形成
- 6 節 都市景観形成
- 7 節 安心して暮らし続けられるまちづくり

都市整備基本方針

- 1 節 まちづくりの基本理念
 - 「人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち」
- まちづくりの目標①
都市機能集積を生かした持続可能なまちづくり
- まちづくりの目標②
人々が集まり交流する魅力あるまちづくり
- まちづくりの目標③
住み慣れた地域で安全で安心な生活を送ることのできるまちづくり
- 2 節 将来都市像
「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川（4次長計のまちづくりの将来像）」
- 3 節 将来人口フレーム
- 4 節 将来都市構造

都市整備基本構想

- 1 節 土地利用の方針
- 2 節 都市施設（道路・交通、公園・緑地）の整備方針
- 3 節 都市環境の形成方針
- 4 節 都市景観の形成方針
- 5 節 安全・安心（福祉、住宅と住宅地、市民生活を支える施設、都市防災・防犯）のまちづくりの方針

地域別構想

- 1 節 地域別構想の考え方
- 2 節 南地域
- 3 節 中央地域
- 4 節 北部東地域
- 5 節 北部中地域
- 6 節 北部西地域

まちづくりの推進のために

- 1 節 実現に向けての基本的な考え方

次期計画の方向性

策定の考え方（再掲）

- 上位計画との整合を図る
- これまでのまちづくりによって培われた本市の魅力を守り今後のまちづくりに生かす
- 現行計画におけるまちづくりの課題への対応を継続しつつ、前回改定以降の社会等の変化に対応するため、必要な見直しを行い、今後のまちづくりにおける新たなまちづくりの目標や整備方針等を示す

社会や周辺環境の変化

- 人口構造の変化
- S D G s
- 2050年カーボンニュートラル実現
- 激甚化する自然災害
- 持続可能なインフラ・公共施設の構築
- 技術革新とデジタル化の進展
- 新型コロナウイルスによる影響
- 産業構造の転換
- 立川市の周辺における環境変化

市民意見

- 市政に関するアンケート
- 来街者意向調査
- 立川市第五次長期総合計画策定ワークショップ
- 立川市公共交通ワークショップ

→資料3

まちづくりに関する動向

- 国における法改正等の動向
- 上位・関連計画の動向

→資料4

現状・現行計画の取組成果

分野ごとの現状、取組成果、今後の課題

→資料5

今後のまちづくりの視点

以下の「今後のまちづくりの視点」を通じた見直しにより
新たなまちづくりの目標や整備方針等を検討

■ 本市の魅力を継承し生かす

多摩地域の中心都市としての視点

交通結節機能を背景とした多様な都市機能・産業の集積と、みどり豊かな都市環境を生かし、多摩地域における中心都市として「人を集める」まちづくりを継続して進める必要がある。

■ 社会の変化を踏まえた対応

①人口減少・少子超高齢社会への対応

少子・超高齢社会に対応した地域の都市構造の視点

今後の少子・超高齢社会を見据えた集約型の地域構造を実現するため、生活の中心地などの拠点形成を進めるとともに、拠点間の交通ネットワークの維持や多様な移動手段の確保により、だれもが活動しやすい都市の形成を進める必要がある。

②防災・減災のまちづくりへの対応

安全・安心で暮らしやすい生活環境の視点

切迫化する首都直下地震や気候変動に伴う大規模水害などの自然災害を見据えた防災・減災対策を講じるとともに、コロナ禍を踏まえ新たな感染症に備えたまちづくりを進める必要がある。

③カーボンニュートラルの実現への対応

脱炭素化社会の実現に向けた視点

カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー消費量削減や再生可能エネルギーのさらなる導入拡大などの脱炭素化に向けた取り組みとともに、二酸化炭素の吸収源であるみどりの保全・創出が必要である。

■ 多様な主体との連携したまちづくりの仕組みをつくる

持続可能な都市運営を進める視点

人口減少下においても持続的な発展を可能とするため、これまで整備してきた都市基盤の有効活用や適切な維持管理・運営を進めるとともに、それらを実現するための官民連携手法を活用・構築し、都市のマネジメントの視点に立ったまちづくりを進める必要がある。